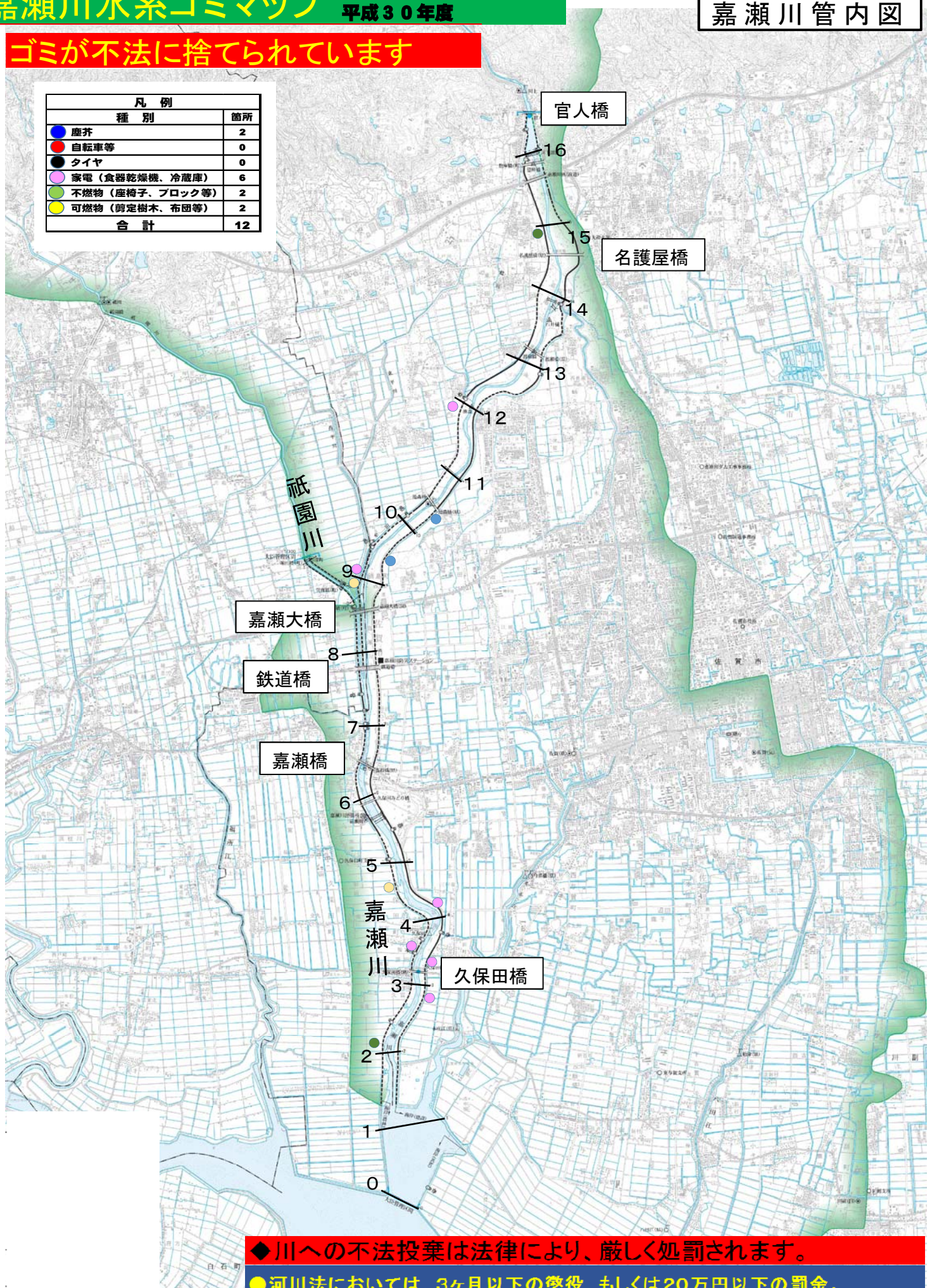


嘉瀬川管内図

凡 例		
種 別		箇所
● 塵芥		2
● 自転車等		0
● タイヤ		0
● 家電（食器乾燥機、冷蔵庫）		6
● 不燃物（座椅子、ブロック等）		2
● 可燃物（鋸定樹木、布団等）		2
合 計		12



- 河川法においては、3ヶ月以下の懲役、もしくは20万円以下の罰金。
- 廃棄物処理法においては、5年以下の懲役もしくは1000万円以下の罰金。